

2024年8月5日
西日本旅客鉄道株式会社

駅係員および乗務員の制帽着用に関する見直しについて

熱中症予防を目的に、駅係員および乗務員の制帽着用を必要に応じて省略させていただくことがございますので、以下のとおりお知らせします。

1. 実施概要

駅の改札・ホームや、列車内・乗務員室などで制帽の着用を省略することがあります。

2. 実施時期

2024年8月5日（月）以降

※毎年5月1日～10月末においても、同様に実施します。

3. 対象

全ての駅係員および乗務員（運転士・車掌）